

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。
職業紹介における個別の手数料率は契約書または申込書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金または見込年間賃金の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも上記手数料率を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。

- ※1. 上記手数料に消費税は含まれておりません。
- ※2. 紹介サービス利用に関して、求職者より料金を頂戴することはありません。
- ※3. 当社からの紹介により採用された求職者が、入社後 6 ヶ月以内に明らかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、当社は受領した手数料のうち、下記の金額を求人者に返還いたします。

尚、求人者と当社との契約において下記と異なる取り決めを行う場合があります。

- ・入社日から起算して 1 ヶ月未満で退職した場合 手数料の 80%
- ・入社日から起算して 1 ヶ月以上～3 ヶ月未満で退職した場合 手数料の 50%
- ・入社日から起算して 3 ヶ月以上～6 ヶ月以内で退職した場合 手数料の 10%

令和 3 年9月1日
株式会社ビッグワーク
代表取締役 菅野 剛
(許可番号 13-ユ-313475)

